

野田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第5号

野田市印鑑条例の一部を改正する条例

野田市印鑑条例（昭和52年野田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を削り、「必要な事項を入力すること」を「、規則で定める方法」に、「、第1項」を「、同項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。